独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第６号

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る勝田　雄吉氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地指定の通知については、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成21年10月９日

研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
地域支社長　水野　政之

記

１　氏名及び住所
氏名　勝田　雄吉
住所　千葉県千葉市幕張町壱丁目五〇壱八番地
２　通知の内容
勝田　雄吉の従前の宅地及び仮換地
従前の宅地
所　　在　つくば市中野字台山
地　　番　205番71
地　　目　山林
登記地積　175㎡
基準地積　175.21㎡
仮換地
街区番号、画地番号及び地積
Ｂ―50街区３画地　地積175㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成21年９月１日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。
注意１．この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２．別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示１．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第７号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項に基づき、研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る勝田　雄吉氏に対する土地区画整理法第77条第２項の規定により通知する工作物等の移転通知及び照会については、送付すべき場所を確知することが出来なかったので、その内容を次のとおり公告する。

平成21年10月９日

研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
地域支社長　水野　政之

記

１　氏名及び住所
氏名　勝田　雄吉
住所　千葉県千葉市幕張町壱丁目五〇壱八番地
２　通知の内容
貴殿が所有する別記工作物等は、研究学園都市計画事業の施行のため、平成21年11月５日までに除却していただくことになりましたので通知します。つきましては、貴殿が前記の期日までに移転する意思があるか否かを回答してください。
なお、前記期日後は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第77条第７項の規定に基づき、施行者である当機構が除却工事を行なうことになります。
以上、法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。
３　物件等の所在地
茨城県つくば市中野字台山205―71
４　物件等の名称
土留その他の前記所在地に存する全ての物件
５　数量
一式
注意事項
１　自ら移転又は除却の工事をされる場合においては、独立行政法人都市再生機構茨城地域支社つくば開発事務所（茨城県つくば市花島新田１番地５電話029―839―5918）で別途協議させていただきます。
２　移転完了前に所有者が変った場合は、新旧所有者連署のうえ、直ちに独立行政法人都市再生機構茨城地域支社つくば開発事務所へ届出て下さい。
教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったこと知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第14号

平成21年11月15日に執行する蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成21年10月９日

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　伊藤　節治

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　　12人

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成21年10月９日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
東関東自動車道　水戸線	千葉県松戸市三矢小台二丁目～千葉県市川市高谷まで	新設工事	平成21年10月12日

東京都大田区公債償還公告

抽せんの結果、東京都大田区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	１万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成12年度第１回	平成21年11月25日	137,090千円	484 1110～1183 1664～1707	242 1023～1027 1286～1348 1606～1665	560～652	15 34 41
平成13年度第１回	平成21年11月25日	92,210千円	13	16・17	26・27	38～46

平成21年10月９日

大　田　区